
平成28年10月20日 部長会議

開催日時	平成28年10月20日(木) 午前9時から午前10時50分まで
開催場所	庁議室
出席者	市長、善利副市長、山本副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営改革・草津未来研究所担当)、危機管理監、総務部長(兼法令遵守監)、代理:まちづくり協働部総括副部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健康福祉政策担当)、子ども家庭部長、都市計画部長、都市計画部理事(都市開発担当)、都市計画部理事(都市再生担当)、建設部長、上下水道部長、政策監、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長、監査委員事務局長
欠席者	なし
議事概要	下記のとおり

1. 市長訓示

- ・当初予算の編成にあたり、特にスクラップアンドビルドについて、各部長でマネジメントをお願いしたい。また、補正予算では、国、県の動向など情報収集をお願いしたい。
- ・事務改善の大きな成果として、住民基本台帳や税の基幹システムを紹介したい。草津市がはじめに稼働させる。24日にはコンビニ交付が始まる。5市協働によるスケールメリットを生かし、6割の経費が削減できることから、国からも注目されている。おうみ自治体クラウド協議会には、近江八幡市も加入されることになった。
- ・秋は地域の行事等が多く、市の元気の源であるため、市職員も積極的に参加されたい。市の行事についてもご苦労をかけるがよろしくをお願いしたい。

2. 審議事項

(1)草津市介護予防・日常生活支援総合事業(案)について(パブリックコメントの実施結果)

【資料:審1-1~4】

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

- ・介護保険制度の改正に伴い、平成29年4月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業を始める。円滑な事業実施に向け、事業実施の考え方やサービスの種類、基準等を定めた事業(案)を作成のうえ、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からのご意見を取りまとめた。
- ・パブリックコメントの実施の結果、3名から8件の意見があった。
- ・今後のスケジュールについては、11月に委員会、議会へ報告し、必要な条例や要綱規則を制定する。

【主な質疑・意見】

- ・特になし。

【結論】

- ・審議了とする。

(2)第5次草津市総合計画第3期基本計画について【資料:審2-1】

【総合政策部長から資料に基づき説明】

- ・第5次草津市総合計画第2期基本計画の計画期間が平成28年度をもって終了することから、本年度、平成29年度から平成32年度を計画期間とする第3期基本計画の策定を行うに当たり、草津市総合計画審議会(11月開催予定)の資料について審議をいただきたい。
- ・スケジュールとしては、11月11日に第4回審議会、11月25日に議会特別委員会を経て、12月17日、18日、22日の3日間の3か所でタウンミーティングを行う予定。
- ・リーディング・プロジェクトも議決対象となり、3ページの右側から対象と考えている。
- ・リーディング・プロジェクトの内容については、関係部局と調整後の内容となっている。
- ・指標について、12月に平成28年度の市民意識調査を実施することから、目標値の比較のため、平成27年度の実績値を参考として掲載している。最終的には平成28年度の市民意識調査結果後、実績値が算出できた段階で実績値を差し替え、平成29年度からの目標値の見直しを年明けに行いたい。パブリックコメントについては、その旨を記載したうえで実施する予定。
- ・ピクトグラム(達成目標のイラスト)が空欄となっている箇所は、現在作成中である。
- ・指標について空欄となっている箇所は、新たに第3期基本計画で基本方針を設定した箇所であり、12月に実施する意識調査の結果を元に指標を設定いただく。

【主な質疑・意見】

- ・リーディング・プロジェクトである「まちなかを活かした魅力の向上」において、上段3行と下段の3行の整合がとれていないのではないかと。
- ・上段の「まち全体の活気や“ふるさと草津”の魅力向上を進めます。」の部分が下段3行の「そのため…」に繋がるのであれば整合は取れているように思う。
- ・達成目標において、担当課名を記載すると、達成目標や行動の指針の内容を担当課のみが進めることのように見えるため、削除した方がよいのではないかと。
- 「この分野の主要な事業」の欄では、担当課が複数記載されている中で、指標の担当課がひとつだけであるというのは、整合が取れておらず、ご指摘も当然である。
- ・スケジュールについて詳細を教えてください。
- 11月11日に第4回審議会を開催し、11月16日に審議会の答申をいただき、11月25日に第4回議会特別委員会を開催する予定。各部長の皆さまには出席をお願いしたい。また、12月7日から1月6日までパブリックコメントを実施し、その間3回のタウンミーティングを実施予定。場所については、人権センター、市役所2階特大会議室、交流プラザの予定。

【結論】

- ・審議了とする。

3. 協議事項

(1)草津市中学校給食実施基本計画(案)の検討に係る中間協議について

【教育部長から資料に基づき説明】

- ・本年度検討を進めている「草津市中学校給食実施基本計画(案)」に係る検討経過等について、中間協議を行うもの。

- ・本日の部長会議を経て中間報告として議会に報告を行い、第3回、第4回検討委員会で検討した後、答申をいただき、パブリックコメントを実施する予定。
- ・現給食センターでは最大で9,000食が限界であり、現在では8,500食を作っている。中学校では4,000から4,500食必要であることから、センター方式になれば新設が必要となる。
- ・これまでの審議・検討を元に3つの方式を比較した結果、小学校で運用している実施方式であり、小学校と中学校での一貫した食育の推進も可能であること、実現可能性が高く、将来も安定した運営が行えること、長期的なコスト面も含めた効率性がよいことからセンター方式が最も優れている結果となった。

(2)草津市空家等対策計画策定について(中間報告)

【都市計画部理事(都市開発担当)から資料に基づき説明】

- ・空家特措法に基づく計画骨子案の策定および実態調査、所有者アンケートを実施したことについて報告。
- ・骨子案は、庁内検討委員会や市長を会長とする協議会の意見等を踏まえて作成したもの。計画期間は平成29年度から平成33年度までの5ヵ年。市全域を対象エリアとし、法に基づく空家等のほか共同住宅の空き住戸も対象とする。
- ・実態調査により424戸の空家等を把握、うち4戸が危険度の高い空家等であった。アンケートは回答率約50%、空家等の今後の活用は自身で利用するが58%で、賃貸・売却希望38%を大きく上回った。
- ・本市の課題として、将来の人口減少による空家等の増加、管理不全の増加、利活用できる状態にありながらなされていない空家等があることが挙げられる。本市の状況は他市に比べて恵まれているが、10～20年先を見据えた取組が必要である。
- ・計画の施策体系として、4つの柱を立てている。また、共同住宅の空き住戸対策は今後検討していく。
- ・総括副部長会議で「空家等」の文言の整理について指摘いただき、定義を明確にしている。
- ・今後、庁内検討委員会、協議会で議論し、パブリックコメントを実施、年度末までに計画を策定する。

4. 重要報告事項

(1)生活支援体制の整備事業について【資料:報1-1】

【健康福祉部長から資料に基づき説明】

- ・生活支援体制の整備事業が、介護保険法の改正により地域支援事業に位置付けられ、市事業として実施するにあたり、平成29年度から社会福祉協議会に委託して実施したいと考えている。費用は平成29年度当初予算措置を予定している。
- ・地域支援事業は、高齢者が地域で自立した日常生活ができるよう市町村が行っているもの。法改正により市町村事業となった新しい介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年度からの実施に向けて進めているところ。包括的支援事業については、これまでの地域包括支援センターの運営から、法改正により医療と介護の両方を必要とする在宅高齢者増加の対応や認知症の早期対応、体制整備など市として取り組んでいるもの。
- ・生活支援体制整備事業についても、公的な介護保険サービスに限らず、地域での生活支援の取組が義務付けされたことから、コーディネーター配置、協議体の設置、高齢社の社会参加などを進める。
- ・介護者支援等のニーズが増加するなか、元気な高齢者に住民同士の助け合いや生活支援の担い手として社会参加いただくことで介護予防にもつながる。それらを実現するため、生活支援コーディネーター

- を活用する。役割として地域ネットワークの構築、地域資源の開発、支援ニーズとのマッチングがある。
- ・協議体については、コーディネーターの組織的なバックアップや、行政、まちづくり協議会等の関係団体による定期的な情報共有、連携強化を期待する。
- ・実施方法については、地域包括ケアシステムの構築に向けた議会文厚委員会の所管事務調査結果も踏まえて、総合支援事業の開始とあわせて、平成29年4月1日から新たに配置する2名の生活支援コーディネーターを含め、社会福祉協議会の職員と複数体制で事業を実施いただく。
- ・協議体は小学校区ごとに設置する。ネットワークの構築や地域資源の開発は時間をかけて行う必要があり、基盤整備が一定整ったら、ニーズと取組のマッチングを行う。地域により事情が異なることから、進んだ地域はすぐにマッチングしていくこともあり得る。

(2) (仮称)草津中央認定こども園整備事業の工程と今後の対応について【資料:報2-1】

【子ども家庭部長から資料に基づき説明】

- ・急を要することからすでに議会説明を終えている。平成29年4月からこども園化に向けて整備を進めてきたが、施工不良が判明したことから現在調査等を進めているところ。調査結果を踏まえ是正工事を早急に進め、一刻も早い完成を目指していたが、是正対応に更に期間を要することが判明したため、当初予定してきた平成29年度半ばから更にずれ込むことから、こども園化を1年延期する。このことについては、10月6日にプレス向け説明を行った。
- ・草津保育所、中央幼稚園が同じ敷地内にあり、こども園化に向けて工事を進めてきたが、旧庁舎跡地に仮設園舎を建て草津保育所の子どもには6月末から移ってもらっていた。8月に施工不良が判明したため、仮設園舎での保育、幼稚園での工事が長期化するため、予定していた3歳児保育の開始時期を遅らせる。可能な限り工期の短縮に努めること、草津小学校に仮設園舎を建て、4月から工事できるようにしたい。園庭の確保や保育環境の改善要望に対応して進めていきたい。
- ・工期の短縮のため、平成28年度10月補正予算(臨時議会)にて必要経費を計上していきたい。

(3) 平成28年度10月補正予算の概要について【資料:報3-1】

【総務部長から資料に基づき説明】

- ・保育所の仮設園舎のリース期間延長と幼稚園の仮設園舎建設について、補正予算概要に説明あり。
- ・こども園延期については、議会と並行して保護者との調整、学校 PTA との調整を進めている。20日にPTA 役員、21日に保育所保護者に説明予定。幼稚園は19日に説明済みである。

このページのお問い合わせ

概要作成担当	草津市 総合政策部 企画調整課 企画調整グループ
電話	077-561-2320
ファックス	077-561-2489
メール	kikaku@city.kusatsu.lg.jp